

論 文

社会に衝撃を与えた青少年犯罪についての考察 No. 1
— 心の闇の解明をめざして —

木 村 隆 夫

日本福祉大学 福祉経営学部 (通信教育)

Study of Juvenile Delinquency Which Has the Impact to Our Society (No.1)
- Toward Revealing Darkness of Their Mind -

Takao KIMURA

Faculty Healthcare Management (distance education), Nihon Fukushi University

Keywords : 青少年凶悪犯罪, 未成熟型犯罪, 自己否定型犯罪, 社会不適応型犯罪, キャリアデザイン教育

要旨

社会を震撼させた「神戸児童連続殺傷事件」以後, 少年の凶悪犯罪の防止は厳罰化しかないと考えられるようになり, 少年法が何度かに涉って厳罰改定されてきた。ところが, それをあざ笑うかのように, 青少年の凶悪事件は断続的ながら発生し続けている。しかも, 犯行の理由が分からない事件が多く, 「心の闇」という造語が流行するようになった。

さらに, 犯罪の原因として“発達障害”が挙げられることが急増し, 犯罪の原因・背景をていねいに解明する努力が放棄されるようになっている。

筆者は思考停止ともいえる, このような風潮に抗して, 青少年の凶悪犯罪の原因・背景を究明し, 防止策と加害者の更生支援のあり方を, 愚直に, じっくりと考えたいと思う。

まずは, 社会に衝撃を与えた20事例を抽出し, キーワード分析を行ったところ, 未成熟型犯罪, 自己否定型犯罪, 社会不適応型犯罪, 反社会性型犯罪の4類型が見えてきた。

これらの検討を基礎にして, 青少年凶悪犯罪の防止策を考えることができた。さらに, 次号になるが, 加害者の更生支援と被害者との対応や修復的司法のあり方についても考察していきたい。

目次

社会に衝撃を与えた青少年犯罪についての考察 No. 1

心の闇の解明をめざして

はじめに

1 青少年凶悪犯罪の分析・研究

(1) 家庭裁判所調査官研修所『重大少年事件の実証的研究』

(2) 法務総合研究所『研究部報告35 重大少年事件の実態と処遇(第2)』

(3) 法務総合研究所『研究部報告50 無差別殺傷事犯に関する研究』

(4) 尾木直樹『「よい子」が人を殺す』

(5) 井出草平『アスペルガー症候群の難題』

(6) 青少年の凶悪犯罪研究の動向

2 21世紀に入ってから社会に衝撃を与えた青少年の凶悪犯罪の概要

(1) 各犯罪の概要

- (2) キーワードからの分析
 - (3) 犯罪の類型化
 - (4) 犯罪類型の分析
 - (5) 凶悪犯罪の形成過程
 - 3 青少年凶悪犯罪の原因・背景
 - (1) 思春期・青年期の三層構造の困難
 - (2) 未成熟型犯罪の分析
 - (3) 自己否定型犯罪の分析
 - (4) 社会不適応型犯罪の分析
 - (5) 社会不適応型犯罪・自己否定型犯罪・未成熟型犯罪の比較
 - 4 まとめ 青少年凶悪犯罪の防止策
 - (1) 厳罰化だけでは青少年の凶悪事件を防止することは困難
 - (2) 困難を感じている青少年の早期発見・早期対応
 - (3) 「よい子」の苦悩理解と過剰適応からの解放
 - (4) 困難を抱えている青少年に寄り添い長期的視野で支援する
 - (5) 青少年をいじめや暴力被害から守ること
 - (6) 自殺防止の取り組みから学ぶ
 - (7) 凶悪犯罪を生み出さないキャリアデザイン教育
- さいごに

【以下次号で執筆予定】

- 社会に衝撃を与えた青少年犯罪についての考察 No. 2
更生支援と被害者対応のあり方
- 1 加害者の成長と更生過程の検討
 - (1) 連続殺人事件加害者、死刑囚永山則夫の心理的更生過程
 - (2) 神戸児童連続殺傷事件、元少年 A の更生過程
 - (3) 秋葉原集団殺傷事件、死刑囚 K の心理的更生過程
 - 2 犯罪加害者の更生過程と支援のあり方
 - 3 被害者への対応と修復的司法
- まとめ

はじめに

現代社会にあって、社会に衝撃を与える青少年の凶悪事件が断続的に発生している。その多くが、原因や背景が簡単には分からないことから、青少年の“心の闇”と表現されるようになり、いつしか原因・背景を真剣に考えようとする人が少なくなってしまった。

いつまでも“心の闇”と思考停止でいてよいわけではない。筆者はこれまで、神戸児童連続殺傷事件や秋葉原集団殺傷事件などの動機不可解と言われる事件の心理的・社会的分析を行い、加害者の更生支援と再発防止施策のあり方についての研究を進めてきたが、一定の見通しのつく段階まで来ることができた。

今回は21世紀に入ってからの、10歳代・20歳代の青少年の起こした凶悪事件のうち、動機がよく分からないとされた事件を分析して“心の闇”の解明に努め、事件

の発生の防止策と加害者の更生支援のあり方について考えていく。No. 1は、主に原因・背景と防止策について、No. 2では加害者の更生支援のあり方について論じたい。

1 青少年凶悪犯罪の分析・研究

青少年の凶悪犯罪についての先行研究はかなりの数が発表されているが、内容的にはまちまちの角度や切り口から行われていることが目につく。

まずは、先行研究のなかで特筆される研究を5点取り上げてみたい。

(1) 家庭裁判所調査官研修所『重大少年事件の実証的研究』

この研究は、単独で行った殺人及び強盗殺人10例、集団で行った殺人及び傷害致死5例の事例研究を基にしている。

青少年の凶悪事件と言っても一様ではない。単独で行った事件もあれば、集団犯罪もある。個人に焦点を当てた殺傷事件もあれば、無差別殺傷事件もある。家族や同居人を対象としたものもあれば、面識のない人を対象としたものもある。

加害者の生活環境も多様であり、学業成績優秀で事件を起こす前は“よい子”と見られていた青少年もあれば、日常的に不良グループと関わり動向が心配されていた青少年もある。

犯罪の動機については、集団で行った事件の場合は、虚勢心理から最悪の結果を招いたなどと、わかりやすいことが多いが、単独で行った場合は動機が理解できない場合が多い。そのため、多様性を持つ青少年の凶悪事件を理解するためには、まずは分類が必要となる。その後、分類別に防止策や更生支援のあり方を考えることとなる。

本研究は、まず単独で事件を起こした少年についての分析がされており、幼少期から問題を頻発していたタイプ、表面上は問題を感じさせなかったタイプ、思春期に大きな挫折を体験したタイプの3つに分類している。

幼少期から問題を頻発していたタイプ

このタイプの少年は、幼少時から虐待や不適切な養育を受け、「自分はだめな人間で、愛される価値がない」と思いながらも、自己の内面に貯め込んでいたと分析している。

表面上は問題を感じさせなかったタイプ

このタイプは、さらに、@表情が乏しく他者と活き

活きた関係が持てないタイプと、⑥精神障害が疑われるタイプに分類され、④のタイプは、「独特な形で形成されていた自己の世界が破壊されそうだという危機感によりパニックとなる側面がある」と、⑥のタイプの少年については、「明らかに病的な状態の下で行われており、語る『動機』も理解を超えるところがある」としている。

思春期に大きな挫折を体験したタイプ

思春期に大きな挫折を体験したタイプについては、家族が少年を過大評価をし、挫折していても気づかないか、気づいても対応できないまま、問題性が深化していると見ている。犯罪に至った状況については、報告書では「このタイプの少年の犯行には、最初から人を殺そうという明らかな意思はあまりなく、思いがけない相手の態度に接して、自分で必死に覆い隠そうとし傷ついて自我があらわれそうになってパニックに陥り、とっさに殺害行為に及ぶ」と分析している。

同報告では、単独で殺人事件を行った10例の共通する特徴として、追いつめられた心理、自殺または自殺願望、自分の気持ちすら分からない感覚、自己イメージの悪さ、ゆがんだ男性性へのあこがれ、の4点が共通事項として挙げられると指摘している。

一方、集団で重大事件を起こした少年については、個人では単独で事件を起こした少年と比べると性格の偏りは少なく、当初から殺害を計画していた例は少ない。ところが、集団で暴行を加えているうちに、集団心理が働いて暴力がエスカレートし、最悪の事態となってしまう場合が多いと分析している。

(2) 法務総合研究所『重大少年事件の実態と処遇(第2)』

本調査は、重大事件を起こした14歳以上の少年で、全国の少年鑑別所に収容されて2001年4月1日から2006年3月末の5年間に退所した408名(男子364名、女子44名)を対象として、生育環境等を調査した報告書である。ここでの重大少年事件とは、殺人(90名)、傷害致死(227名)、強盗致死(58名)、危険運転致死(31名)、保護責任者遺棄致死(2名)の5非行を対象としている。

1) 生育環境

家庭環境は、両親の離婚あり(37.0%)、家庭内葛藤あり(40.4%)、虐待被害あり(20.3%)、経済的困窮あ

り(33.2%)、犯罪・非行者あり(16.4%)、酒乱者あり(7.4%)という結果となっており、総じて生育環境には恵まれていなかったことがうかがわれる。特に殺人事件を起こした少年については、離婚、家庭内葛藤、虐待被害、経済困窮で数値が他の事件を起こした少年よりも高いことが特徴的である。

2) 資質上の問題

知能指数は、100以上(32.5%)、90以上(33.0%)、80以上(16.0%)、70以上(12.7%)、69以下(5.7%)であり、知的障害の可能性があるとされる69以下が少なく、90以上が6割を越えており、一般の非行少年の知能指数と比べると高いことが特徴的である。

精神障害者については、精神障害あり(4.7%)、同疑いあり(3.0%)で、9割以上には精神障害は見られなかった。

3) 学歴

学歴を見ると、中学在学(8.1%)、同卒業(24.0%)、高校在学(21.6%)、同中退(34.3%)、同卒業(7.4%)、大学在学(1.7%)、その他(2.9%)であり、中学卒業限りと高校中退者の比率が高いことが特徴である。

高校在学者が21.6パーセントいるが、重大事件で逮捕されるとまず退学を求められることになるので、高校卒業の資格のないまま社会に出ざるを得ない少年が8割以上となる。

4) 学校生活

学校生活上での問題を見ると、不登校歴あり(57.8%)、いじめ被害歴あり(26.7%)、校内暴力歴あり(15.0%)であり、不登校歴といじめ被害歴が多いことが注目される。

5) 自傷行為等

自傷行為等については、自傷歴あり(22.1%)、自殺未遂歴あり(5.1%)、動物虐待歴あり(1.0%)、万引き歴あり(49.0%)である。「自傷」とはリストカット、自分で入れた部分入れ墨、やけど傷を付ける行為(根性焼きと称している)などが該当すると思われる。万引き体験が半数近くになっているが、軽微な非行を行った少年の調査結果とそれほど変わるものではない。

(3) 法務総合研究所『無差別殺傷事犯に関する研究』

この研究は、2000年3月末から2010年3月末の10年間に裁判が確定した無差別殺人事件52例の研究であり、青少年に限定しているわけではないが、年齢層別では10歳代7人(13.5%)、20歳代14人(26.9%)、30歳代17人(32.7%)、40歳代7人(13.5%)、50歳代5人(9.6%)、60歳代2人(3.8%)であり、10歳代と20歳代が40パーセントを占めている。

1) 犯罪の動機

犯罪の動機として報告書では、動機としては理解しがたいものであるとしながらも、自己の境遇への不満、特定の者への不満、自殺・死刑願望、刑務所への逃避、殺人への興味・関心、の次の5つの類型が見いだされるとしている。この類型で一番多いのがでありは多くないという。

犯行前に見られたおもな行動は、自殺企画23人(44.2%)、引きこもり12人(23.1%)、覚せい剤8人(15.4%)、対人粗暴行為8人(15.4%)、性的問題7人(13.5%)、特になし9人(17.3%)である。

さらにこうした問題行動に至った背景事情については、学校におけるいじめ被害体験16人(37.2%)、対人孤立13人(30.2%)、経済困窮12人(27.9%)、仕事上の悩み12人(27.9%)、職場におけるいじめ体験8人(18.6%)、虐待等の不遇な家庭状況8人(18.6%)と報告されている。

自殺企画についてさらに見てみると、犯行前の自殺企画23人(44.2%)、犯行後の自殺企画16人(30.8%)、犯行前・犯行後とも自殺企画12人(23.1%)であり、無差別殺人と自殺はきわめて接近した行為であると結論づけている。

2) 無差別事犯者の処遇

対象者52人の確定裁判の結果は、死刑6人(11.5%)、無期刑4人(7.7%)、有期刑41人(78.8%)であった。

調査時に出所していた対象者は15人であったが、満期釈放13人、仮釈放2人と仮釈放者が極度に少ないことが特筆される。

出所15人のうちで、社会内で再犯した者は2人であったと報告されている。犯罪内容は、殺人未遂(1)、器物損壊(1)であった。殺人未遂は、満期釈放となったが定着した居所がなく、ホテルなどを転々として泊まり歩

いていたが、生活費が底をついたことから、犯罪を行って再び刑務所に戻ろうと考え、路上のベンチに座っていた面識のない男性の背中を牛刀で刺したものである。

(4) 尾木直樹『「よい子」が人を殺す』

尾木直樹は、いわゆる「よい子」の起こした殺人事件を取り上げ、「家庭内殺人」と「無差別殺人」に分類し、その原因・背景を究明し、防止策についての提言をまとめている。

1) 家庭内殺人の特徴

両親・家族を対象として起こされる「家庭内殺人」の原因背景として、勝ち組志向の親の姿勢、学歴社会の崩壊、詰め込み教育復活の弊害、新自由主義のもとでの競争の激化、を指摘している。

2) 無差別殺人の特徴

青少年の行った無差別殺人について、尾木は「土浦荒川沖駅前無差別殺傷事件」、「岡山駅ホーム突き落とし事件」、「秋葉原集団殺傷事件」、「品川戸越銀座高校生通り魔事件」の4件を取り上げて、その共通する特徴を、加害者たちの性格として、4人ともまじめでおとなしく、成績優秀であると言われていること、いずれも、中学や高校で深刻な挫折を体験していること、犯罪対象が「誰でもよかった」という無差別であったこと、の3点を指摘している。尾木の指摘にさらに一つ付け加えれば、「事件を行うまでは犯罪・非行の兆候が見られなかったこと」をあげることができる。

3) 凶悪事件の防止策

尾木は、現代社会が青少年の凶悪犯罪を招きかねない構造に陥っているとして、歪んだ労働観、職業観、社会観、キャリア観、学力観を正す必要があると考えている。そのためには、キャリアデザイン教育の観点から脱出口を発見するために、子どもの感性を揺さぶるような大人の関わり方。子どもを主体とした家庭・学校教育によって、子どもたちの自尊感情を高める。生涯にわたって、いかに自己実現して豊かに生きることという広い意味での子どもを主体にすえたキャリアデザイン教育が必要であると考えている。

(5) 井出草平『アスペルガー症候群の難題』

井出は社会学者の立場から、アスペルガー症候群と凶悪犯罪の関係について国内外の多くの資料を基にした研究を行っている。発達障害と凶悪事件の関係については、発達障害が凶悪事件の原因であることを認めるべきだという意見と、発達障害が凶悪事件の原因であることを否定する意見とに二分されているが、「アスペルガー症候群の人によって起こされる事件は少数であり、ほとんどの人は犯罪とは無関係であること、現在の段階では資料に限界があることをまず認識すること」(p66)を前提として、「アスペルガー症候群と犯罪のあいだに関連性のあるケースは存在する。物事は様々な要因が重なって起こる。その要因の一つとして『アスペルガー症候群』の特性が挙げられるということだ。『両者に関係がない』と火消しをするのはそろそろ終わりにして、次のステージに進み、建設的に議論をするときではないか」(p17)と論じ、具体的事例である「神戸児童連続殺傷事件」「全日空機ハイジャック事件」(1999年)「大阪姉妹放火殺人事件」をとりあげて、アスペルガー症候群を有すると犯罪率が高くなる可能性がある結論づけている。

さらに、アスペルガー症候群が関係したと見られる犯罪には、社会性の障害が触法行為につながるタイプ、

継続する暴力性が触法行為につながるタイプ、常同性が触法行為となるタイプに大別されると分析している。

最後に井出は、アスペルガー症候群による犯罪発生可能性をいつまでも否定していると、犯罪の防止や立ち直り支援のスキルを学ぶ機会を失うことになる。現在臨床場面での経験を蓄積して、共有することが大切であると力説している。

井出の論説には共感できる部分もあり、「物事は様々な要因が重なって起こる。その要因の一つとして『アスペルガー症候群』の特性が挙げられるということだ」という見解は、筆者がたどり着いた青少年犯罪についての見方と合致しているが、それ以外には気になる部分が多い。まずは、「発達障害」あるいは「広汎性発達障害」として検討されるべき特性を「アスペルガー症候群」と限定している。さらに多くの児童精神医が「アスペルガー症候群」との診断を否定した神戸児童連続殺傷事件を、「アスペルガー症候群」であることを当然視して論じているなど、いわゆる「素人の診断」が各処に見られることである。このことから、力作であるにもかかわらず説得力に乏しい著書ではないかとの感想を抱いてしまう。

(6) 青少年凶悪犯罪研究の動向

以上、青少年凶悪犯罪についての5点の先行研究をみると、法務総合研究所の『研究部報告35 重大少年事件の実態と処遇(第2)』(以下「重大少年事件」とする)以外は、選択した事件と加害者のみを対象としており、全体の状況を分析したものではない。

特に、尾木直樹の『「よい子」が人を殺す』では、メディアで騒がれた特異な青少年凶悪犯罪を題材としており、その多くが家庭の経済的には問題がなく、加害者も学業成績が優れたいわゆる「よい子」が多かったことから、「いずれの事件も『普通以上』の中流家庭で発生している。かつてのように生活が苦しく、勉強もおいてけぼりの状態といったような家庭で発生する類の事件ではない。むしろ、今日では『悪い子』は滅多に殺人事件は起こさない」と断言しているが、メディアは、「悪い子」が起こした事件よりも、「よい子」が起こした事件にニュース価値を求めるものであることを考えると、結論には相当な飛躍がある。したがって、「重大少年事件」は、2001年4月から5年間に凶悪事件を起こして少年鑑別所に収容された全少年を対象としており恣意的な選定をしていないところに大きな価値がある。

さらに、同じ法務総合研究所が調査した『研究部報告50 無差別殺傷事犯に関する研究』(以下「無差別殺傷事犯」とする)と比較すると、学校でのいじめ被害体験については、「重大少年事件」では26.7%、「無差別殺傷事犯」では37.2%とそれほど大きな差異はないが、自殺志向についてみると「重大少年事件」では自殺未遂歴あり(5.1%)であるのに対し、「無差別殺傷事犯」では、自殺企画(44.2%)と大きな相違が見られ、同じ凶悪事件でも、「無差別殺傷事犯」と「重大少年事件」の加害者の傷つき度はかなりの違いがあることが感じられる。

2 21世紀に入ってから社会に衝撃を与えた青少年凶悪犯罪の概要

(1) 各犯罪の概要

かつて、神戸児童連続殺傷事件は50年に一度起きるかどうかのまれな事件といわれていた。さらに、この種の事件が起こるのは少年法が甘いからだと言われ、犯罪の抑制は少年犯罪の厳罰化が決め手として、少年法や関係法が何度かに涉って厳罰化されてきたが、それをあざ笑うかのように、青少年による殺人事件などの凶悪事件が続発している。神戸事件以後の、青少年凶悪犯罪の動機・

原因を見ると、神戸の事件に触発されたものも少なくないが、神戸事件がなくとも発生していたと考えられる事件が大半である。

ここでは、21世紀に入ってから引き起こされた青少年（10歳代・20歳代）の凶悪事件で、社会に衝撃を与えた20例を抽出し、事件の概要とその特徴を分析する。この20例の抽出基準は、年齢が10歳代・20歳代であること、事件報道、調査報道、出版物等によって事件の概要、原因背景、生育状況と生活環境がある程度判明していること、の2点により抽出した。したがって、メディアの注目した事件が中心となっていることをまず申し上げておく。

2000年以降の青少年凶悪犯罪で、第一に注目されているのが、それまで問題を起こすことなく、学業成績も優秀な、いわゆる「よい子」と見られていた青少年が起こす凶悪犯罪が頻発していることである。これらの事件は、メディアでセンセーショナルに取り上げることから、21世紀に入ってからの特異な現象であるかのようにとらえている識者もあるが、「よい子」の起こす凶悪犯罪は戦前も頻発していたし、2000年以前でもかなり見られている。特に、1970年後半には、超難関進学高校に通う子どもの殺人事件が相次ぎ、ジャーナリストの本多勝一が『子どもたちの復讐』という著書を発表して大きな話題となったことがあった。

第二に注目されているのが、動機・原因がさっぱり見えてこない事件が多いことである。そのため、「心の闇」という言葉がかなり広まることとなった。

第三に、「心の闇」とも関係して、発達障害（広汎性発達障害、アスペルガー症候群）を抱えた青少年の事件が注目されるようになっている。動機や原因がすぐに分からない事件が発生すると、発達障害の有無が問題とされるようになっている。なかには、「青少年の凶悪事件は、心の問題ではなく脳の問題である」と主張する「識者」がいたり、逆に「発達障害は犯罪を起こさない」と全面否定する精神科医がいたりして混迷が生じている。

以下、2000年以降に発覚した青少年凶悪事件で、社会に大きな衝撃を与えた事件20例の概要を見る。

名古屋少年「5000万円」恐喝事件（2000年4月）

1999年6月頃、名古屋市内の中学生Xが同級生の少年Aから金を要求され、自分の預金19万円を引き出して少年Aに渡したが、その後、少年Bも加わって、

1999年6月から2000年1月までの8カ月間にわたって少年Xから恐喝を繰り返し、恐喝回数130回被害総額は5207万円にもなった。

少年Aらは恐喝した金で、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケ店や風俗店などに通い、大阪と名古屋の往復にタクシーを利用するなど豪遊していた。また少年らは恐喝だけではなく、Xにタバコの火を押しつけるといった暴行・暴力行為も行っていた。

2000年4月に主犯の少年A、Bと少年Cの3人が逮捕され、5月までに計15人の少年が逮捕された。事件の解明が進むにつれ、少年Aは暴力団と関係ある成人から恐喝をされており、二重恐喝の状態となっていることが発覚した。家庭裁判所は2000年8月、少年15人のうち9人を中等少年院送致、残る6人を保護観察の保護処分とした。

本事件についてあいち県民教育研究所が詳細な調査を行い、その報告では、少年たちの“豪遊”は加害少年だけではなく被害少年も加わっていたとの証言も複数収集されており、単純な被害者と加害者の関係ではなかったようである。

さらに、加害者・被害者とも学業成績は振るわず、学校には居場所がなく、被害者も外見的には加害者の仲間のように見られていた。ただし、被害者は「仲間」の中では最下層の地位にあったと分析している。

（あいち県民教育研究所）

豊川高校生主婦殺人事件（2000年5月）

17歳の進学高校の男子生徒が、学校近くの主婦を殺害したもの。取り調べで「人を殺す体験をしたかった」と述べたと報道された。

少年は、学校では明るく活発、成績優秀と評価されていた。幼少時に両親が離婚したため、中学教師の父親と父方の祖父母との4人暮らし。祖父も元教師で、祖母を「おかあさん」と呼んで育った。かねてから人の死に興味があり、不老不死の薬の開発も考えたが断念、代わりに殺人に興味を持った。事件前には、熱心に関わっていたテニス部を退部していた。性格的には几帳面で潔癖、強いこだわりがあり精神鑑定でアスペルガー症候群と診断された。家庭裁判所は医療少年院送致を決定した。

少年が語った「人を殺す体験がしたかった」というフレーズは、社会に大きな衝撃を与え「心の闇」の造語まで生み出したが、精神科医の岩波明は、「少年は無差別

で無計画な殺人を行ったにつける」「思春期特有の『絶望』がきっかけとなった理解可能な犯行」という見方を示し、アスペルガー症候群という診断にも疑問を述べている。(中日新聞：2000.5.6, 12.26) (岩波明 2017b)

佐賀バスジャック事件 (2000年5月)

佐賀市から出発した高速バス車内で、当時17歳の少年が運転手に牛刀を突きつけ、「このバスを乗っ取ります」と宣言して15時間バスを占拠し、乗客死亡1名、負傷2名の被害を与えた。

事件を起こす前に、両親から相談を受け助言を行っていた精神科医の町澤静夫によると、少年は中学3年のころからいじめを受け、5メートルの高さから飛び降りるように強要されて飛び降りて入院し高校受験も病院で行っている。せっかく入学した高校もすぐに中退し、家庭に引きこもり大検(現：高卒認定試験)を目指していたが家庭内暴力が激しくなり、危険を感じた両親が国立の精神科病院に医療保護入院を求め即日入院となった。

院内では、医療スタッフや他の入院患者たちに礼儀正しく接しており、家庭内暴力で家族を悩ませていたとは思えない症状であったので、早々に少年の外泊許可が出された。帰宅した少年は、当初自分がいじめを受けていた母校の中学校において無差別殺人を行う計画を立てたが、ゴールデンウィークで休校だったため、バスジャックへと目標を切り替え実行に至ることとなったと逮捕後に供述していた。

また、少年は神戸児童連続殺傷事件の加害少年を崇拜し、3月に「酒鬼薔薇聖斗」と署名した犯行予告を各所に送っていた。またバスジャック直前に発生した同年代の少年による豊川市事件についても事件直前の手記で、加害少年を賛美する記述をしている。家庭裁判所は医療少年院送致を決定した。(町澤静夫)

大分一家6人殺傷事件 (2000年8月)

当時15歳の少年が隣家に侵入して、就寝中の一家6人をサバイバルナイフで次々と刺し、死亡3人、重傷3人という惨事を起こした。

犯行の動機は、犯行前日に少年が風呂場を覗いたと、隣家の主人が厳しく抗議をしており、少年は「やってない」と否定していたが、「〇〇家暗殺計画」とノートにメモし犯行に及んだことが明らかになった。

少年は両親と兄の5人家族、小学校4年生から新聞配

達のアルバイトをしている。小学時代は子どもらしい明るい子であったが、しだいに無口になったようである。高校は希望校ではなかったが県立高校に進学し、近所や学校でも評判は、「目立たず自己表現が苦手な生徒」「口ごたえをしない、まじめないい子」であった。

2000年12月、家庭裁判所は「少年には重度の小児期発症型行為障害があり、長期間にわたって、専門的な治療と教育を行う必要がある」として医療少年院送致を決定した。(碓井真史)

長崎中学生男児殺人事件 (2003年7月)

12歳の中学1年の男子生徒が4歳の男児を誘拐し、性的いたづらをして性器をハサミで切り落とし、駐車場から突き落として殺害した事件である。生徒は学業成績優秀で期末試験では5教科で465点を取っていたという。逮捕後の精神鑑定ではアスペルガー障害と診断され、家庭裁判所は、国立児童自立支援施設送致を決定した。少年は、国立児童自立支援施設で教育と生活指導を受ける中で、精神面の発達と共に罪の意識も涵養されてきたようである。その結果、自らの罪の重さに苦しみ、自死も考えるようになったとみられる。いわば「未成熟型」から「自己否定型」への転換が見られたケースである。

(長崎新聞報道部)

佐世保小6女児同級生殺人事件 (2004年6月)

小学6年の少女(11歳)が同級生をカッターナイフで切り付け殺害した。殺害の動機は、インターネットのウェブサイト上で、身体的な特徴を中傷する書き込まれたことを理由としている。

一方、少年鑑別所での弁護士との面会では、「Sちゃんと会って謝りたい」と述べるなど、死の認識がされていないのではないかと疑わせる言動も見られた。

加害少女は、これまで無口でおとなしいと見られていたが、5年生の終わり頃から精神的に不安定になり、些細なことで逆上したり、カッターナイフを振り上げるなどの言動が見られ、さらに、6年生になってからは、暴力的な言動が増えたという。

また、少女はかなり前からホラー小説に興味を持ち、小説『バトル・ロワイアル』のファンだった。少女自身もウェブサイトを開いて『バトル・ロワイアル』の同人小説を発表しているが、クラスの人数と同じ38人が殺し合いをする内容で、その中には被害者児童と同名の登

場人物もいたという。

学校の評判は悪くなく、「遅刻も少なく、授業中も率先して手をあげて質問する積極的な生徒」というものであった。

精神鑑定の結果、発達障害と診断された。家庭裁判所は女兒は共感性に乏しく、インターネットで批判され怒りを募らせた」と指摘し、国立児童自立支援施設送致を決定した。
(朝日新聞西部本社)

伊豆の国高1生母親タリウム毒殺未遂事件 (2005年10月)

進学高校に通う高1の女子生徒が、母親に劇物であるタリウムを計画的に投与し殺人未遂で逮捕された。母親は意識不明の重体となり回復の見込みもないという。

女子生徒は進学高校の中でもトップクラスの優れた学力の持ち主であったが、中学のころから「毒殺」に興味を持ち、同時に「解毒剤」の開発にも手がけるなど、毒物による人体事件の材料として母親を選んだのではないかと思われる。

家庭裁判所は、「少女は幼児期から発達上の問題があり、人格のゆがみも認められる。是非を識別し、行動を制御する能力がある程度阻害されていた」と認定して医療少年院送致を決定した。
(高岡健)

大阪姉妹放火殺人事件 (2005年11月)

加害者は22歳の男子青年。詳細は、3-(3)-1)に記載。

奈良高校生自宅放火致死事件 (2006年6月)

奈良県で有名進学校に通う16歳の少年が自宅に放火をして全焼させ、継母と異母弟妹を焼死させた。

少年の父は医師で、少年も医師にしようと大きな期待をかけ、勉強部屋を“集中治療室”と称して体罰を加えながら勉強を強いていた。放火当日父は不在であったが、少年は、苦痛や恐怖から脱出するためには、生活環境をすべて破壊するしかないと考えて放火した。継母と異母弟妹を殺害する明確な意思はなかったという。

犯行後自転車で逃走したが、サッカーのワールドカップが見たいと留守宅に侵入して、テレビ視聴中に寝てしまい逮捕された。警察の留置場で弁護士と面会した際「勉強しなくてよいから留置場は天国」と語ったと伝えられている。精神鑑定では、虐待による後天性の広汎性

発達障害と診断されている。家庭裁判所は、精神的に耐えられなくなった少年がその状況から脱出しようとして放火したものと認定して中等少年院送致を決定した。

(高岡健)

会津若松母親バラバラ殺害事件 (2007年5月)

加害者は17歳の少年。詳細は、3-(2)-1)に記載。

品川戸越銀座高校生通り魔事件 (2008年1月)

16歳の高校2年生が、品川区の戸越銀座商店街で包丁3本を振り回して5人を切り付け、2人に軽傷を負わせ、殺人未遂などの罪名で逮捕された。動機として「母とトラブルになっていた」「塾で怒られむしゃくしゃしていた」「いじめにあっていた」と語っていた。

学校によると、テストの成績も良い「模範的な生徒」だったといい、同校の副校長は新聞記者の取材に「真面目で口数は少なかったが、友達がいなくても1人でいても気にしないタイプだった」と述べた。

少年は数年前から精神科に通院し、自宅で暴れるなど、精神的に不安定な様子を見せることもあったという。逮捕後捜査員には、「いじめられていた」「事件直前に母親と口論になっていた」「通っていた塾で講師に怒られた」「自分には友達もおらず、孤独です」などと語ったという。

家庭裁判所は、「少年は人を殺害しなければならないという考え方にとりつかれていた」として、「精神科の治療が必要なことは明らかであり、相当期間治療及び矯正教育を行うことが相当」として、医療少年院送致の決定を行った。
(尾木直樹)

土浦市荒川沖駅前無差別殺傷事件 (2008年3月23日)

加害者は24歳の男子青年。詳細は、3-(3)-2)に記載。

岡山駅ホーム突き落とし事件 (2008年3月25日)

岡山駅で電車待ちの男性が、高校を卒業したばかりの少年(18歳)に背中を押され、入線してきた電車にはねられて死亡した。加害者の少年は「人を殺せば刑務所に行ける。誰でもよかった」と述べた。

少年は高校ではトップクラスの成績、しかも、3年間で欠席が2日までの生徒に送られる「精勤賞」を受けて

おり、模範的な「よい子」と見られていた。

少年の家庭は、阪神淡路大震災で自宅がつぶれたため、大阪市の小学校に転校したが、ここでいじめを受け、いじめは中学卒業まで続いた。高校では難関大学の進学を目指したが家庭の経済的な理由で断念せざるをえなくなり、求職のためにハローワークを訪れたが、その夜に(3月24日)土浦の事件報道(前記)を見ており強く影響されたとみられる。

簡易精神鑑定では広汎性発達障害と診断された。

家庭裁判所は検察官送致決定を行い、地方裁判所は懲役5年以上10年以下の不定期刑を言い渡した。

(中日新聞:2008.3.26)(尾木直樹)

秋葉原集団殺傷事件(2008年6月)

東京の秋葉原路上で、当時25歳の派遣社員Kが2トントラックを運転して赤信号を無視して歩行者天国の現場に突入し、さらにナイフで通行人を次々と刺し、死亡7人、重軽症者10人という凶悪事件を起こした。当初、Kが派遣社員であり、犯行前に「派遣切り」という名の解雇通告を受けていたことから、「派遣社員の前途を悲観した犯罪」との報道がされたが、事件発生後に実弟が週刊誌に手記を発表し、Kの生育史や家庭の実態が社会に明らかにされた。

その内容は、事件当初にマスコミが報道した「非正規雇用の不遇感からの犯行」という憶測とは異なり、幼少から母親の虐待を受け、ロボットのように扱われた結果、心を大きく傷つけられてきたことが明らかにされ、虐待と不適切養育が事件の背景にあることが大きな話題となるなど、多くの課題を提起することとなった事件であった。2011.3.24東京地裁で死刑の判決があり、Kは控訴・上告を行ったが判決は確定した。(木村隆夫:2014)

石巻3人殺傷事件(2010年2月)

被害者X(18歳)宅に、少年A(18歳)とB(17歳)が押し入り、Xの姉W、姉の友人Y、Yの友人Zを次々に刺し、Xを連れ出して車で逃走した。警察は6時間後に少年2人を逮捕しXを保護したが、Zは重傷、姉WとYは死亡した。

少年AとXは2年前から交際しており、二人の間で子どもも生まれていたが、Aの暴力が激しいことから別れ話が生じていた。犯行動機としてAは「姉が交際に反対しているので殺そうと思った」と述べている。

主犯であるAは、恵まれない家庭で育ち、母の愛人からの身体的虐待と、母から育児放棄を受けるという虐待的環境で育っている。弁護士には、「子供の頃、自分が大人になって家族を持ったら、自分のような家庭には絶対したくないと考えていたんです。でも、自分の娘には、結果的に自分よりはるかに厳しい状況にしまっで、自己嫌悪になります」と語っていたという。

家庭裁判所は検察官送致を決定し、裁判員裁判のもとで地方裁判所は少年Aに死刑、Bに懲役3年以上6年以下の不定期刑を言い渡した。Aは控訴・上告をしたものの最高裁で死刑が確定した。

(中日新聞:2016.6.17)

佐世保女子高生殺人事件(2014年7月)

15歳の県立高校1年の女子生徒が同級生を殺害し、首と左手首を切断した。少女と被害者は中学高校とも同じで、高校では同じクラスであった。少女は小学6年の時、同級生の給食に洗剤を混入する問題を起こしている。13年には母がなくなり14年に父が再婚したが、就寝中の父を金属バットで殴って殺害しようとした。

新聞報道によると、両親から相談を受けた精神科医が、児童相談所に「人を殺しかねない」という趣旨の相談をしていたことがあったという。

家庭裁判所は、母親の死を体験したことで、人を殺したいという欲求を抑えきれなくなったと判断し、少女には人の痛みが理解できない重度の自閉症スペクトル障害や素行障害などの複数の障害があると認めて、刑事処分ではなく第三種少年院(医療少年院)に送致する決定をした。

(中日新聞:2014.7.29, 8.3, 2015.7.14)

(長崎新聞報道部)(週刊文春:2014.8.7)

(サンデー毎日:2014.8.17)(週刊朝日:2014.8.15)

名古屋国立大生知人女性殺人事件(2014年12月)

国立大学に在学する当時19歳の女子学生が、宗教の勧誘で知り合った女性をアパートに誘って殺害した。女子学生は昔から劇物の硫酸タリウムを所持したり、短文投稿サイトに殺人に関するコメントを多く書き込む等、人を殺すことに異常な興味を示し、取調べでも女子学生は「子どものころから人を殺してみたかった」と供述していた。

捜査の過程で、高校時代に2人の高校生に硫酸タリウムを飲ませた事件と、大学時代に実家近くの住宅を放火

しようとした事件がそれぞれ発覚した。裁判員裁判で弁護側は重篤な精神障害を理由に無罪を主張したが、無期懲役の判決が下された。

(中日新聞社会部)

(週刊文春：2015.2.12) (週刊新潮：2015.2.12)

川崎市中学生殺害事件 (2015年2月)

主犯は18歳の少年。詳細は3-(4)-1)に記載。

相模原市障害者施設集団殺傷事件 (2016年7月)

26歳の元施設職員が、前の職場である障害者施設に侵入し、刃物で19人を刺殺し、26人に重軽傷を負わせ、戦後最悪の大量殺人事件として社会に衝撃を与えた。

この青年は、教師の父親と漫画家の母親の間に生まれ、中学時代は勉強とスポーツの両面で活躍、教師を目指して大学教育学部に入学したが、このころに性格が豹変したと言われ、「強い人間」に憧れてナイトクラブに通い、2010年頃から大麻などを吸引し始めるなど薬物に手を出すようになり、大学在学の教育実習中に刺青を入れ、卒業後は半グレ集団や右翼関係者とも交友を持つようになっていた。大学卒業後、犯行現場ともなった障害者施設に就職し、犯行日の5カ月前まで約3年間働いていたが、「重度の障害者は生きていても社会に迷惑をかけるだけなので、安楽死が必要だ」と主張してやまないことから、施設を解雇されている。

犯行後、「障害者の安楽死を国が認めてくれないので、自分がやるしかないと思った」と供述し、こうした反社会的な見解を持つようになった理由について、中学時代に障害を持つ同級生と関わったことや、園で働いた経験などを挙げ「障害があって家族や周囲も不幸だと思った。事件を起こしたのは不幸を減らすため。同じように考える人もいるはずだが、自分のように実行できない」「殺害した自分は救世主だ」「(犯行は)日本のため」などと供述しているという。精神鑑定では、「自己愛性パーソナリティ障害」など複合的なパーソナリティ障害があるが、犯行時には「完全な刑事責任能力を問える状態」であったとされている。

精神医学者の片田珠美は、大量殺人を引き起こす要因として、②長期にわたる欲求不満、①他責的傾向、③破滅的な喪失(体験)、④外部からのきっかけ、⑤社会的、心理的孤立、⑥大量破壊のための武器の入手の6つを挙げ、加害者の青年は②~⑤の要因が認められたと論じている。

(週刊朝日：2016.8.12) (片田珠美)

新幹線無差別殺傷事件 (2018年6月)

22歳の青年が新幹線車内で、鉈とナイフで隣に座っていた女性2人に斬りかかって障害を負わせたうえ、女性をかばった男性をナイフでめった刺して死亡させた事件。犯人は取り調べで、「死刑にならずに出所できればまた同じ事件を起こす」と述べていると報道されている。その後の新聞報道では、5歳の頃保育所から「発達障害」ではないかと指摘されていた。また、再三にわたって自殺願望を訴えたり、事件の前年地元の病院に2ヵ月ほど入院したときに自閉症と診断されている。母親は子どもの発達障害を知っていたが、そのうち治ると思っていたようだ。

学業成績も優秀で成績はオール5だった。理解力は高く、人間関係も問題がなかったという。入所した自立支援施設でもまじめな生活態度であったので報道を聞いて、「まさか、あの子が」という声が多く聴かれた。

自立支援施設を出て、祖母の家に移っても、同居の叔父とはうまくいかず家出を繰り返し、事件を起こす相当前からはホームレスの状態になっていたという。

週刊文春では犯人の父親の談話を掲載しているが、「K君とは今は家族ではない」と、息子のことを「K君」と言って波紋を呼んだ。また「幼い頃から、人の言うことを言葉通りにしか理解できなかった、変わった子」だったと述べ、母親は、新聞報道のコメントで、「自殺することはあっても、まさか他殺するなんて思いも及ばませんでした」と述べた。犯行の動機については、「死刑となることを目的に行った」と述べたと報道されている。

(中日新聞：2018.6.12) (週刊文春：2018.6.21)

(2) キーワードからの分析

まず、20事例について、いくつかの共通するキーワードについて分析し共通項を考えてみる。

1) 単独犯か複数犯か

事件が、犯罪が単独で行われたものか共犯者がいたのかについてみると、共犯者がいたのは の3事例のみでそれ以外は単独での犯行であった。なぜほとんどが単独犯であったのかを見ると、加害者の孤立・孤独が顕著であり、困難を抱えていても誰にも相談できないままに一人で苦しんでいる青少年が多いことが推察できる。

2) 犯罪・非行の前歴

犯罪や非行の確認できた前歴者は、保護観察（主犯格少年）、少年院送致、保護観察（主犯格少年）の3事例のみであった。情報不足からの見落としはあるかも知れないが、犯罪・非行前歴のない青少年が、凶悪事件を起こしている構図が見えている。

3) 学業成績

報道や調査結果から見ると学業成績優秀とされている事例は20事例中12事例が該当した。一方、学力の低さが指摘された事例は、の3事例であったが、このことをもって「学業成績優秀な青少年のほうが凶悪事件を起こしやすい」と結論づけられるものでは決していない。

4) 学校や近隣の風評（過剰適応）

重大事件を起こした加害者についての報道を見ると、事件を起こす前に近隣者が異常性を感じていたかどうかについては、「明るくて礼儀正しい子」「すすんであいさつをした」「何らの問題も感じなかった」など、周囲が問題性を感じていなかったというケースが多く11事例が該当していた。一般的に、事件直後の近隣者のインタビューではこのような回答となる傾向が見られるが、時を経た調査報道や職場関係者、通学先での教師や学友のインタビューでも同様の結果が多かった。

大きな困難を抱え、自死を試みたり、凶悪犯罪にまで追いつめられる状態であるのに、周囲の人々にはそれを感じさせず、自己の気持ちを抑えていたようであり、周囲に合わせようとしてどんどん自分を追いつめる「過剰適応」の傾向を思わせる結果である。

5) 自殺企画、死刑願望

神戸児童連続殺傷事件や秋葉原集団殺傷事件の加害者は、何度か自殺を試みたり、死刑を求めて犯罪を行ったことが調査結果から明らかになっているが、本事例の中ではの6事例に自殺企画や死刑願望が見られた。うち、秋葉原事件のように、何度も自殺を試みながらも失敗を重ねた結果「殺人事件を起こして死刑にしてみらおう」と思い詰め殺人を行った事例がと4事例あり、自殺と殺人が裏表の関係であることを感じさせる。

6) 発達・精神上的の負因

単独犯での凶悪事件ではよく発達障害の有無が問題とされる。本事例では、発達障害または精神障害が疑われたとされる事例は12事例に及んでいるが、精神科医などの専門家で意見の分かれているケースもあり、発達障害が注目を浴びているなかで、動機・原因がよく分からない事件では、「発達障害」と鑑定されることも多いのではないかと考えられる。

7) 引きこもりの傾向

引きこもりの傾向が見られた事例は9事例であった。一般的に凶悪犯罪と引きこもりは対極にあるかのように受けとめられがちであるが、引きこもりから抜け出すために、凶悪犯罪へと進む事例もあることが判明した。

8) 挫折体験

思春期・青年期に、社会に適応できない、進路でのつまずきなどの、「挫折」を体験し、それからなかなか抜け出せないケースは10事例に見られた。

9) 虐待や暴力被害

家庭での虐待や学校・地域での暴力被害に遭っていた事例は、の11事例であった。虐待や暴力被害体験がより弱者への暴力に転化される経緯を、神戸児童連続殺傷事件や秋葉原集団殺傷事件で見えてきたが、本事例でも明確に顕れている。

10) いじめ被害

学校におけるいじめ被害体験を受けてきたケースは、の11事例であった。

なお、虐待や暴力被害といじめ被害の双方またはいずれかの被害を受けているのは17事例に及び、いじめ・暴力の被害体験が凶悪事件に走る大きなキーワードとなっていることは確かなようである。

(3) 犯罪の類型化

キーワードを一覧表にするといくつかの傾向が見えてくる。まずは、主に「学業成績優秀」と「精神・発達障害（のおそれ）」の重なり合う事例である（仮に第1群とする）。次に主に「学業成績優秀」と「自殺志向・死刑願望」の重なる事例である（同第2群）。最後に「学業成績不振」と「虐待暴力被害」の重なる事例である

(表-1) キーワードと犯罪類型表

類型	事件名・番号	学業成績	過剰適応	自殺 死刑願望	発達障害・ 精神障害	引き こもり	挫折体験	虐待 暴力被害	いじめ 被害
未成熟型 犯罪	豊川主婦殺人事件	○	○		○				
	佐賀バスジャック事件	○	○	○	○	○	○		○
	大分一家殺傷事件	○	○		○		○		
	長崎中1生殺人事件	○			○				○
	伊豆タリウム事件	○			○				○
	奈良自宅放火事件	○			○		○	○	
	佐世保小6生殺人事件		○		○			○	
	会津若松ばらばら事件	○	○		○	○	○	○	
	品川戸越通り魔事件	○	○				○		○
	佐世保高1生殺人事件				○				
名古屋国大生殺人事件	○	○				○	○		
自己 否定型 犯罪	大阪姉妹殺人事件	×		○			○	○	○
	土浦無差別殺傷事件	○	○	○		○	○		○
	岡山突き落とし事件	○	○	○		○	○	○	○
	秋葉原集団殺傷事件	○	○	○			○	○	
	新幹線殺傷事件	○	○	○	○	○	○		○
社会 不適応型 犯罪	5000万円恐喝事件 (主犯少年)	×				○		○	○
	石巻殺傷事件(主犯少年)	×			○	○		○	○
	川崎中学生致死事件 (主犯少年)	×				○		○	○
反社会性 型犯罪	相模原障害者施設集団殺傷事件				○	○	○	○	

(注) ○ - 該当, 空白 - 不明 (ただし学業成績は, ○ - 優秀, × - 成績不振)

(同第3群).

それぞれの共通項を分析して見ると, 第1群と第2群は犯罪の動機がわかりにくいという共通項が見られるが, 第2群については, 「自殺志向・死刑願望」があることから, 「死刑にしてください」(大阪姉妹放火殺人事件)のこぼしに示されるように, 死刑を求めたという動機が見えてくる.

第3群は, 比較的わかりやすい犯罪形態である. すべて集団犯罪であり, 学業成績不振で, 生育環境に恵まれず, 虐待や暴力の被害を受けている子どもや青年が. 学校や地域の不良仲間と行動を共にして起こす事例である.

以上の他に, 反社会的観により凶悪犯罪を行った事例も加えて4類型に分析した.

(4) 犯罪類型の分析

1) 未成熟型犯罪(第1群)

第1群を概括すると, 多くが学業成績優秀であるものの, 挫折体験やいじめ・虐待・暴力被害体験があり, 事件後の診察や精神鑑定では, 発達障害や精神障害の疑いが指摘されているという特徴がある. 第2群では「自殺

志向・死刑願望」が顕著なのに, 第1群では見られないという違いがあり, 表面的にはたんと凶悪犯罪を行い, 挙行後も「反省」が感じられないという特徴を持つ.

逮捕直後に伝えられる犯罪の動機は, 「殺す体験がしたかった」と述べた「豊川高校生主婦殺人事件」, 「殺人衝動が抑えられない」と裁判で語った「名古屋国立大生知人女性殺人事件」, 母親を人体実験の素材としたかのような「伊豆の国高1生母親タリウム毒殺未遂事件」, 自宅に放火して家族3人を死に至らしめた後, サッカーのワールドカップが見たいと留守宅に侵入して寝てしまい逮捕された「奈良高校生自宅放火致死事件」, 同級生を殺害したのに弁護士との面会では「Sちゃんに会って謝りたい」と述べ, 死が不可逆なものという認識がないのではと思わせる「佐世保小6女児同級生殺人事件」など, 重大事件を起こしたにもかかわらず, その認識があるかどうか疑われるような未成熟な凶悪犯罪者像が見られることから「未成熟型犯罪」と名付けた. この類型に該当する事例は, 20事例中11事例と過半数を占めている.

2) 自己否定型犯罪(第2群)

第2群は、第1群と共通項が多いが第1群と異なって犯罪に至るまでには苦悩している姿が伺える事例が多く、自尊感情が低下して自己を否定し、生きる意欲を喪失して、自殺企画や死刑願望を持つなど葛藤しているという特徴がある。

時には「自死」を試みても成功せず、なかには「死刑」になることを目的に犯罪を行う事例もある。典型的なのが「秋葉原集団殺傷事件」であり、これらを「自己否定型犯罪」と名付けた。この類型は5事例に及んだが、さきに「未成熟型犯罪」と分類したなかにも、この類型との境界域にあるのではないかと思わせる犯罪も少なくなかった。

3) 社会不適應型犯罪(第3群)

第3群は、自尊感情の低下が著しく、学業成績不振などで社会適応ができないことから、社会に適応しようという努力をあまりしないまま、不良仲間と行動を共にするなかで、集団心理と仲間への虚勢から犯罪をエスカレートさせて重大事件に至る犯罪類型であり、「社会不適應型犯罪」と名付けた。「名古屋少年『5000万円』恐喝事件」、「石巻3人殺傷事件」、「川崎市中学生殺害事件」の3事例が該当した。

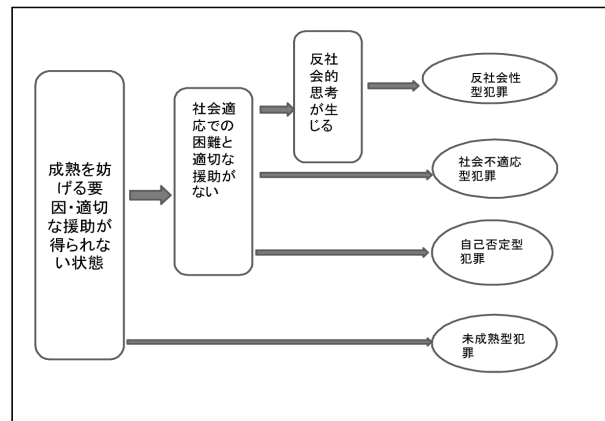
4) 反社会性型犯罪

上記の1~3群に該当しないのが「相模原市障害者施設集団殺傷事件」の1事例である。この事例の加害青年は、挫折、引きこもり、いじめ被害を体験しているようであるが、他の類型とは異なって「重度の障害者の抹殺」に使命感を持ち、反社会的信念に基づいて犯罪を行っていることから、1事例ではあるが「反社会性型犯罪」と分類した。

この種の犯罪が、戦争状態などの社会が混沌とした状況下で、人命を尊重しない思想や反社会的宗教の教義などを土台とすると、犯罪行為そのものを肯定するだけでなく使命としてとらえるようになり、継続的・持続的に犯罪を行うという危険な犯罪類型である。1970年ころには、公安事件を中心として一定数存在したが、現在ではほとんどないことが改めて確認できた。

(5) 凶悪犯罪の形成過程

青少年が凶悪犯罪に至る過程を社会性と心理面の発達



(図-1) 青少年凶悪犯罪の形成過程

過程に焦点を当て、形成過程を検討し、図-1の通り図式化した。

現在の社会では、子どもや青年にとって解決困難な様々な問題が蓄積している。それをどのように解決し、または乗り越えるのかが思春期・青年期の大きな課題となるが、未熟な子どもや青年が正しい解決策が見いだせないままに、一人で問題を抱え込んで限界状態となり、衝動が自制できなかつたり、自暴自棄になって犯罪を行うことがあり、これが「未成熟型犯罪」である。

典型事例である「奈良高校生自宅放火致死事件」を見ると、学級参観日で義母に成績低下がばれることをおそれて、参観日前に生活環境の破壊を行って学校に行けないようにしようとして、自宅放火を行い家族3名を焼死させている。

次に、一人で解決を模索したり、他者に協力や支援を求めてもうまくいかないことから、「自分にはなんの力もない」と自己否定におちいり、自暴自棄となって「自己否定型犯罪」にいたってしまうことがある。

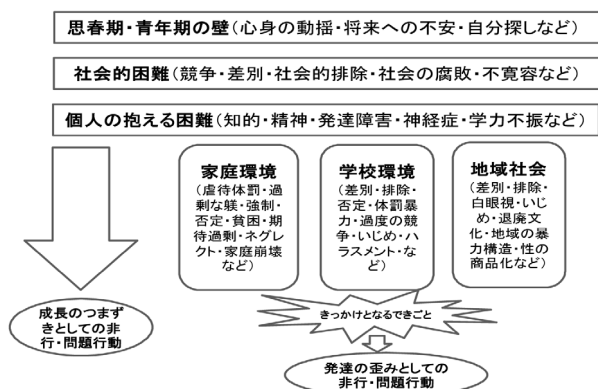
一方社会に目を背け、「心のスイッチ」を切って、同じような問題を抱える不良仲間とのつながりに頼りながら、主に集団で犯罪や問題行動を繰り返している子どもや青年は、「社会不適應型犯罪」に至ってしまう。

最後に「反社会性型犯罪」は、自己の抱える問題を、社会の責任に転嫁し、社会のルールや常識に反する行動を返し、社会常識や社会秩序を破壊する行動に走り、それに自己実現を感じるタイプである。この「反社会性」が思想や宗教と結びつくと、理論的根拠や信念的根拠を与えるので、固定化された恐ろしい犯罪へと進化することもある。

3 青少年凶悪犯罪の原因・背景

(1) 思春期・青年期の三層構造の困難

1) 犯罪・非行の流れ



(図-2) 三層構造による非行の原因・背景

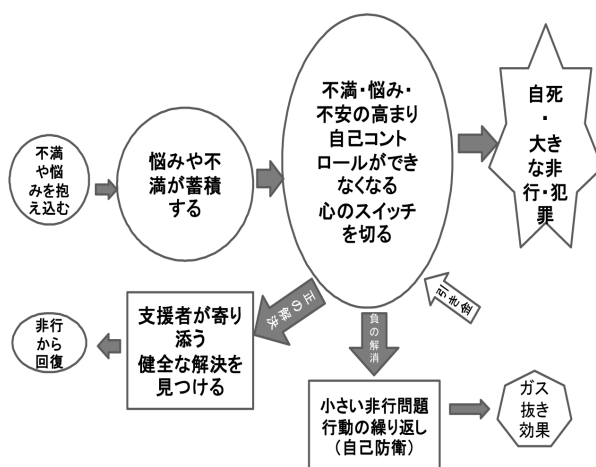
青少年がなぜ犯罪や非行を行うのかについては、拙著「非行克服支援プログラム試論1」のなかで詳しく分析したが、ここではその要点について振り返る。

青少年の犯罪や非行について話題となるとき、「何が原因か」との疑問にわかりやすい説明を求められることが多い。今回の20事例についてもわかりやすい説明が求められているが、簡単に解明できるものはひとつもない。そのため、社会一般では考えることを放棄して「心の闇」でかたづけたり、「発達障害」にすべて還元する傾向が見られる。

筆者は、「青少年がなぜ犯罪や非行を行うのか」について、「思春期青年期の壁」「社会的困難」「個人の抱える困難」の三層構造の困難が土台にあると考えている。青少年が犯罪や非行から立ち直るためには、「家庭」「学校」「地域」の役割が大きい、機能不全に陥り、犯罪や非行の防波堤となれないばかりか、逆に促進助長してしまっている場合に犯罪や非行へと進み、ときには凶悪事件にまで発展してしまうのではないかと考えた。

発達障害を抱えている青少年については、発達障害が単純に原因となっていることはまずはないだろう。同様に発達障害を抱えながらも、周囲の支援を受ける中で犯罪や非行に進まず健全な生活を送っている青少年のほうがずっと多いという現実がそれを物語っている。たとえ発達障害を抱えている場合でも、三層構造の困難を基にして、犯罪・非行の流れを総合的・立体的に検討するなかで、発達障害がどのような影響を及ぼしたのかを考察することが必要であると考えた。

2) 不安・不満の蓄積から凶悪事件への進行



(図-3) 非行問題行動への高まり - 燃焼ガスモデルで見る -

次に、不安・不満等が蓄積して犯罪・非行へと進行する過程を「燃焼ガスモデル」で考えている。不安や不満が解消されないままどんどん蓄積し限界状態となる。その際の解決方法は、「正の解決策」と「負の解決策」があると考えた。「正の解決策」とは誰かに相談し、さらに支援を受けて解決していく方法であるが、的確な相談者に会えることは少なく難しい。そこで、多くの青少年は、小さな非行や問題行動を行って、当面の不満を忘れようとする、暴走族非行が典型的な事例である。かつての暴走族少年は中卒者や高校中退者がほとんどで有職者が多く、ほとんどが3K職場と称される不安定な職場で働いていた。その不満を週末(金・土)の夜暴走で解消しようとして暴走族行為を行っていた(日曜日の夜は、翌日の仕事に差し支えるせいかあまり行われていなかった)。暴走族少年は、「暴走行為」という小さな非行を行うことで、大きな犯罪や非行にすすむことを防止しているようなものであり、筆者は「ガス抜き効果」と呼んでいる。

今回の20事例を見ると、未成熟型犯罪と自己否定型犯罪の大半は、犯罪が起こされるまでは問題行動さえ見られず、学業成績のよい「よい子」と見られていたところに特徴がある。「秋葉原集団殺傷事件」の加害者は、外形的には問題のない「よい子」と見られており、自殺未遂は何度あったが、非行や犯罪は一切していなかったように、凶悪犯罪がなんの兆候もないまま突如として起こされ、周囲の人々を驚愕させる。

学業成績のよい子どもは、深刻な悩みがあっても世間に知られることを避けようとする傾向がある。限界近く

になって親や教師に反抗したいと思っても、“不良少年”と評価されることをおそれて押さえ込むなど、自己の中で抱え込む傾向が強く、“ガス抜き”ができないため爆発するまで貯め込む傾向が強い。一方周囲の人々も、不安定な兆候を感じても「勉強のよくてできる子だから問題はない」と思い込み、的確な支援の時期を逃すことも多いのではないと思われる。次に述べる、「会津若松母親バラバラ殺害事件」の家庭裁判所の決定書では、上記とおりの認定がされている。

最後に、限界となって爆発するのが凶悪犯罪であるが、犯罪を避け“自死”へと自らを追い込む事例のほうが多いと考えられる。「自己否定型犯罪」をみると凶悪犯罪と自死が紙一重の差であることが痛感される。

(2) 未成熟型犯罪の分析

1) 事例 - 会津若松母親バラバラ殺害事件 (2007年5月)

17歳の少年が警察署に「母親を殺してきました」といって出頭してきた。所持したショルダーバックを確認したところ、切断された母親の頭部が出てきた。殺害後少年はSNSに「最期の日記」というタイトルの日記を掲載し、「ボクは犯してはならない罪を犯しました」という書き出しで、残りは1問1答形式。「動機は？」という問いには「理由ですか？ただ何となく」と答え、「あえて挙げるなら自己実現」「(後悔は)今はありません。ほっとしています。でも後々悔やむことになるでしょうけれど」と書いた。取り調べでは「人を殺す体験がしたい」と述べていたという。

少年はもともと明るい性格で家族仲も良好、中学時代は何事にも一生懸命な優等生で、市内でもトップクラスの進学校に進学したが、高校生となってから孤立傾向を深め、友達も少なかった。少年は高校2年の夏休み明けから不登校気味となり、3年になってからはほとんど登校していなかった。事件を起こした半月前には精神科病院で精神的不安定になっているとの診断がされ、向精神薬が処方されていた。

家庭裁判所は、2度の精神鑑定を実施、「比較的軽度な精神障害」を認めたものの、少年の責任能力を認定したうえで、「障害に対する十分な治療とともに、長時間継続的な教育を施す必要がある。その過程で真の反省を促し、更生させることが望ましい」と医療少年院送致を決定した。

家裁決定では、「少年は障害により、高い知能水準に比して内面の未熟さ、限局された興味へこだわる傾向、情性の希薄さ、他者への共感性が乏しいなどの特質があり、自分の劣等感を刺激されると不満などを蓄積する傾向がある。しかし、周囲からは問題のない子として受け入れられ、母親をはじめ周囲の大人による必要かつ、適切な介入を得られなかった。さらに少年は中学2~3年生ごろ、他者と距離を置き、周囲からの刺激を回避するようになり、結果として問題性改善の機会を失い、このころから対人技術の不全からくる不満などを発散させるため、死体写真や猟奇的漫画に接し、殺人・解体願望が芽吹くようになった。さらに高校進学による環境変化によって、友人づくりに挫折し、自己評価を低め、不満や寂しさなどを発散する場として、殺人・解体の空想に傾倒していった。また少年は、インターネットにのめり込み、他者との現実的な接触のない昼夜逆転の生活を送るようになった。こうしたなかで、少年は将来への不安などから自棄的な気持ちを強め、殺人・解体願望は飛躍的に高まり、ついには臨界点を越え殺害に至った」と認定している。(高岡健)

2) 未成熟型犯罪の特徴

会津若松母親バラバラ殺害事件を見ると、まず、障害のために未熟さを抱え、内面に大きな困難を感じ、不登校などの問題行動を表出していたにもかかわらず、親を含む周囲の人々が、「問題のない子」として支援の手をさしのべようとしなかったことが、大きな問題としてあげられる。

また、低年齢少年の犯罪のなかには、「してはいけないこと」が心底から認識できていなかったり、目的と手段が著しく乖離していたり、放火のように行為により重大な結果が生じるという予測がつけられなかったり、自己コントロールがきかず、衝動に任せて行動するなどの傾向が見られる。年齢的に幼い子どもだけではなく、年齢が高くとも知的障害や精神的に成熟していない青少年にも同様の傾向が見られる。

こうした未成熟者の犯罪は、大人の“常識”では理解しがたく、動機が不可解と感じられることが多い。ときには、“死”というものが十分分かっているのかを疑わせる事例さえもある。殺害しておいて弁護士に、「〇〇ちゃんに会って謝りたい」と述べたという「佐世保小6女兒同級生殺人事件」は、死とは不可逆なものである

ということが認識できていないのではないかと疑問を感じさせる。

また、手段と目的の間に大きな解離がある事件もある。例えば、「大分一家6人殺傷事件」は、報道された動機原因では、風呂場を覗いたと被害者から抗議され、翌日ノートに「〇〇家暗殺計画」とノートにメモし犯行に及んでいる。

さらに、衝動や感情がコントロールできず、重大事件を引き起こしている事例もある。「伊豆の国高1生母親タリウム毒殺未遂事件」や、「名古屋国立大生知人女性殺人事件」は、毒物人体実験や殺人体験を行いたいとの衝動が抑えられず、重大な事件を起こすに至っている。

(3) 自己否定型犯罪の分析

1) 事例 - 大阪姉妹放火殺人事件 (2005年11月)

大阪市のマンションの一室から火災が発生した。室内からこの部屋に住む姉妹の遺体が発見された。1カ月後22歳のYが強盗殺人の容疑で逮捕された。

Yには、2000年7月(当時16歳)母親を金属バットで撲殺した殺人の前歴があった。その時は、中等少年院に送致され、3年7ヵ月の収容を経て社会復帰したが、その2年後に本事件を起こしている。

Yは、少年院を出てから安定した仕事に就けず、成人犯罪者から犯罪の手先として酷使されたりしたことで、そこから逃走して、事件を起こしたときはホームレス状態であり、所持金が底をついたことから、強盗をしようとかねてから目を付けていた姉妹宅前で待ち伏せて犯行に及んだ。

精神鑑定では、人格障害であるとされたが完全な責任能力が認められた。弁護人が差し入れたノートには「何のために生まれてきたのか、答えが見つからない。人を殺すため。もっとしっくりくる答えがあるのだろうか。ばく然と人を殺したい」と記している。弁護人との面接では、「生まれてこない方がよかった」と話していたという。

地方裁判所は死刑を言い渡したが、判決後「控訴する考えはないです」と弁護人に伝えた。それでも弁護人は弁護人権限で控訴をしたが、本人が取り下げて死刑判決が確定した。死刑は2009年7月7日に執行された。

(池谷孝司)

2) 事例 - 土浦市荒川沖駅前無差別殺傷事件 (2008年3月23日)

死刑となることを強く願望した無職で24歳の青年が、自宅付近で男性を刺殺して逃走し、その4日後の23日にJR荒川沖駅前では通行人8人を次々に刺し、うち1人が死亡した。秋葉原事件の加害者がこの事件に強く影響されたといわれている。

青年は、高校では無遅刻無欠席、弓道部に所属して全国大会にも出た腕前だった。高校卒業後、大学進学をあきらめて就職を目指したもののなかなか就職できず。アルバイトをしながらもゲームにのめり込み、家庭内暴力、ニート、引きこもりと、自閉的な生活に落ち込んでいった。2008年になってから「大量殺人をして死刑になろう」と考えるようになり事件を起こしたとみられている。地方裁判所で死刑判決が下されたが、判決理由の中に「死刑になりたいという願望を満たすための、身勝手な犯行」という記述がある。

(中日新聞:2009.12.18)(読売新聞水戸支局取材班)

3) 自己否定型犯罪の特徴

「神戸連続児童殺傷事件」や「秋葉原集団殺傷事件」をみると、外見的な犯罪形態は「反社会的」であるが、加害者の動機は、犯罪を通じて社会に抗議するというものではなく、「死刑になりたい」などという個人的動機であり、被害者を巻き込んだ「無理心中」(神戸事件)あるいは、「自爆自殺」(秋葉原事件)ともいえる内容である。

「大阪姉妹放火殺人事件」の加害者は、20事例の中では唯一凶悪犯罪の前歴者である。少年院仮退院後の生活が安定せず、プロの犯罪者から酷使されたことなどから生きる意欲をなくし、死刑となることを求めた犯罪ではないかと思われる。

自己否定型犯罪は、ほとんどが単独型犯罪であり、大きな葛藤と心理的な負因をかかえ、引きこもり状態、自殺願望、死刑願望にさいなまれていることさえある。秋葉原事件の加害者は、何度か自殺未遂をし、死にきれなかったことから最後に大きな事件を起こしてワイドショーを独占し社会に別れを告げることを目的として事件を起こしている。

死刑となることを目的とした犯罪を筆者は「自爆自殺的犯罪」と名付けた。死刑制度の存在がときとして凶悪事件を招くという皮肉な結果を招いていることは否定で

きない事実である。

(4) 社会不適応型犯罪の分析

1) 事例 - 川崎市中学生殺害事件 (2015年2月)

川崎市の多摩川河川敷で13歳の中学1年生の少年が殺害された上に遺体を遺棄された事件。加害者として少年3名が殺人の疑いで逮捕された。主犯格であった18歳の少年Aは裁判員裁判で、「被害者を呼び出した後、BとCの前で引くに引けず、『どうすればいいかわからなくなり、雰囲気流された。』と殺害に至った経緯を説明した。BとCを「巻き込んでしまった」と話す一方、「一人だったらやっていない。気持ちが大きくなり、その場の雰囲気もあった」と語った。

主犯格の少年Aは、成育過程で虐待ともいえるひどい体罰を受け、地域社会にあっては上位の不良仲間から暴力支配を受けていた。自分が受けていた暴力被害を、下位にいる被害者に転嫁したという虐待や暴力の連鎖が背景にある。

家裁から逆送され、地方裁判所での裁判員裁判の結果Aには傷害致死罪で、懲役9年以上13年以下の不定期刑が言い渡された。

(フライデー：2015.3.2) (中日新聞：2016.2.11)

(週刊文春：2015.3.12) (週刊朝日：2015.3.13)

2) 社会不適応型犯罪の特徴

居場所や目標を持てず社会に適応できない青少年たちが、主に集団で非行や問題行動を繰り返しているもので、比較的分かりやすい犯罪傾向である。普通大きな犯罪を起こすことは少なく、集団または単独で万引きや自転車窃盗などの比較的軽微な事件を繰り返すことがほとんどであるが、集団心理や虚勢心理が働くと、ブレーキが掛からず重大な事件を引き起こすこともある。

(5) 社会不適応型犯罪・自己否定型犯罪・未成熟型犯罪の比較

これまでに20事例で分析した、「未成熟型犯罪」「自己否定型犯罪」「社会不適応型犯罪」の特徴を一覧表でまとめた。

犯罪・非行前歴を見ると、「社会不適応型犯罪」には前歴者が多いのに比べて、「未成熟型犯罪」と「自己否定型犯罪」にはほとんどいなかった。

生育環境では、「社会不適応型犯罪」は貧困・虐待(身体的虐待・ネグレクト)など、恵まれない家庭環境が多いが、「未成熟型犯罪」「自己否定型犯罪」は家庭経済は比較的恵まれている。しかし、親子の関係性を見ると、過干渉、過剰期待、親の支配など、心理的虐待が行われている家庭が多い。

犯罪へ至る経過はそれぞれに特徴がある。「未成熟型犯罪」は、葛藤を重ねて犯罪に至った事例は表面的には見られない。したがって、自殺企画や死刑願望も見られない。「社会不適応型犯罪」は、不良集団での虚勢心理が犯罪へと突き進むことが多く、犯罪をしてしまってから後悔することが多い。「自己否定型犯罪」の場合は、犯罪に至る前に自殺念慮や企画があることが多く、悩み苦しんだ末に犯罪に至っている。ただし、「未成熟型犯罪」や「社会不適応型犯罪」が、葛藤もなく淡々と凶悪事件を起こしていると単純に結論づけることは正確ではない。「長崎中学生男児殺人事件」の少年は、国立児童自立支援施設で教育を受けの中で、罪の意識にさいなまれるようになり、自殺を計画して支援者の許から逃走したりしている。

「名古屋国立大生知人女性殺人事件」の加害者は、一審最後の被告人質問で「『事件は二度と起こしたくない』と述べた一方、殺人願望が今もあると明かし『コントロールできなくて困っている。人を殺さない自分に変わりたい』と話した」と報告されている。(中日新聞社会部2018:209)

(表-2) 社会不適応型犯罪・自己否定型犯罪・未成熟型犯罪の比較

	非行・ 犯罪歴	生育環境	学力	交友	不登校 引きこもり	心理的葛藤	自傷・自殺念慮
未成熟型犯罪	なし	過干渉・過剰期待 (心理的虐待)	高い人が多い	少ない・ なし	少ない	表面的にはあまり見られない	あまり見られない
自己否定型犯罪	なしが多い	過干渉・過剰期待 (心理的虐待)	高い人が多い	少ない・ なし	多い	葛藤多く心の病もあり	多い、死刑願望もある
社会不適応型犯罪	あり	貧困・虐待(身体虐待・ ネグレクト)	学力不振	不良交友	少ない	葛藤は少ない	自傷行為は多い

4 まとめ - 青少年凶悪犯罪の防止策

(1) 厳罰化のみでは青少年の凶悪事件を防止することは困難

青少年の凶悪事件が発生する度に、決まり言葉のように言われてきたのが刑罰の厳罰化の必要性である。それにしたがって、少年法は数度にわたって厳罰化されている。にもかかわらず、この種の事件は、断続的にはあるが途切れることなく続いている。

本研究の対象事例は、10歳代と20歳代の青少年である。20歳代についてはもともと少年法の対象ではない。たしかに、厳罰の刑罰法令があり、死刑制度があることによって犯行を自制する人々も少なくないが、本事例を見ると衝動や激情が抑えられなかったり、仲間との集団心理や虚勢心理から最悪の事態まで突き進んだというケースが多い。精神科医岩波明は殺人事件について、「殺意は一瞬の内に生じるものだ。もちろん、ほとんどの殺人は『ペイ』することはなく、まったく割に合わないものであり、この点は加害者も犯行時に認識していることが多い。つまり、逃げ切れないと分かっている。けれども彼らは自分の凶行をとめることができない」と論じている。(岩波明 2017a: 74) 厳罰化だけですべての青少年犯罪を防止することはできないことは明らかである。それどころか、自己否定型犯罪のほとんどが、自殺の代替えとして死刑を求めており、死刑制度があったがために起きた犯罪という皮肉な結果を招いている。

(2) 困難を感じている青少年の早期発見・早期対応

まず実行が求められるのが、困難を感じている青少年の早期発見と早期対応である。紹介した20事例のうち、比較的前兆がとらえにくいのが「未成熟型犯罪」であるが、その場合でも、犯罪前に心理不安に陥っていたり、SOSのサインともいえるべき行動を周囲が多少ともキャッチしていることが多い。家族がもてあまし、精神科病院に入院していた「佐賀バスジャック事件」。些細なことでかっとして、ナイフ振り上げる行動が見られた「佐世保小6女兒同級生殺人事件」など、前兆が観察でき、的確な関わり方があれば防止できたのではないと思われる事例が少なくない。

さらに、「未成熟型犯罪」にあって挫折体験が確認できる事例が、11事例中5事例あることから、挫折体験をキャッチしたときに、的確に対応しておくことの大切さが見えてくる。

「自己否定型犯罪」「社会不適応型犯罪」「反社会性型犯罪」は、前兆行動は顕著に示されるが、周囲の大人たちが的確に対応できなかったという共通項が見られる。その根本原因は、対応が親や近親者に丸投げされていたことにある。親に対応できる能力がなかったり、家族だけの対応ではどうしてもない深刻な問題を抱えていたり、「大阪姉妹放火殺人事件」のように、指導監督すべき親や近親者がいなかったりすると、手のうちようがなくなるので、親や近親者に丸投げするのではなく、サポートができる社会的システムを整えておくことが課題である。

(3) 「よい子」の苦悩理解と過剰適応からの解放

紹介事例では、事件を起こすまでは、家族はともかくとして教師などの周囲の人々が「勉強のよくできるよい子」と見ていた事例が多い。外見的ではあっても「成績のよい『よい子』」とみられると、「よい子が問題を起こすわけがない」という先入観が働いてSOSのサインを見落とすことがある。筆者も、家族から外見上の「よい子」についての深刻な相談を数多く受けているが、学校や親戚に相談しても「あんな勉強のできる子に元々問題はない、親が悪いからだろう」と、まともに対応してもらえなかったとの悩みをよく聴く。

子ども自身についても、一度「よい子」と見られると、「よい子」や「成績優秀な子」を演じ続けなければならないという強迫感に縛られ、「秋葉原集団殺傷事件」の加害者のように、時には反抗したい衝動が起きても、じっと堪え忍び、問題を自己の内面にため込むことになる。そこで、挫折を体験すると自尊感情が一挙に低下することが考えられる。したがって支援の対象が「よい子」ではあっても問題がないとみるのではなく、「よい子」を演じ続けなければならない苦悩を理解し、「よい子でなくてもよいのだ」というメッセージを送り、過剰適応から自らを解放できるよう支援する必要がある。

(4) 困難を抱えている青少年に寄り添い長期的視野で支援する

困難を抱えている青少年を発見したときは、長期的な支援となることを覚悟して寄り添う支援者が必要である。筆者は、「神戸児童連続殺傷事件、加害者Aの更生過程の考察 No.2」でこのことを論じている。長くなるが引用したい。

「非行少年や犯罪者と向き合っていると、凶悪犯罪を起こしかねないと感じられる人と出会うことが時々ある。保護観察所、児童相談所、児童自立支援施設などでは、常にそのような人を抱えて四苦八苦ししている。少年院でも同様で、処遇の難しい少年の割合が年々高まっているという。筆者も保護観察官の時、犯罪の衝動が抑えられない処遇困難な人と数多く接してきたが、じっくりと寄り添い、話を聞き、就労などの支援を繰り返し行い、たまには叱りを加えて、気長につきあう方法をとってきた。ある30歳代の男性は、怒りのコントロールが苦手な人で、電話や面接で『〇〇に腹が立つ、殺してやる』と興奮状態になることがよくあった。その場合はじっくりと時間をかけて話を聞き、落ち着いたときには注意をするという方法で気長に対処した。それでも、長くつきあうことで大きな問題行動を起こすことなく、次第に落ち着いてくるという体験を積み重ねてきた。怒りの蓄積の根本的な除去は難しいが、聴き手となってガス抜きをすることで、犯罪への突き進みを防止するという手法である」。(木村隆夫 2018 : 24)

(5) 青少年をいじめや暴力被害から守ること

紹介した20事例について、虐待・暴力・いじめ被害が確認されていない事例は3事例だけである。この3事例についてもより詳しい調査が行われれば確認されるかも知れない。

凶悪犯罪と被暴力は深い関係がある。ひどいいじめや虐待被害は、“魂の殺人”といわれることもあり、被害者に深い傷付きをもたらせ、暴力の被害者から加害者への転嫁をもたらせ、暴力の連鎖を招くこととなる。

凶悪犯罪を防止するには、いじめ・虐待・暴力を防止し、暴力の連鎖を食い止めることが必要であることを20事例が証明している。

(6) 自殺防止の取り組みから学ぶ

筆者は、「秋葉原無差別殺傷事件、加害者Kの育ちと犯罪過程の考察」を執筆した際、凶悪事件発生防止の施策として、「当面の支援は、自殺防止支援」として下記のように論じた。

「当面のKへの支援は、まずは何度も出される自殺予告への対応策であったと思われる。精神科医の高橋祥友は、『自殺の兆候を見逃すな』として、自殺予告を受けたときの対応を次の7点にまとめている。まず相談者

の訴えを十分に聞く、徹底的な『聞き役』に回る。話をはぐらかさない。相談者を批判したり、叱ったりしない。安易な助言は禁物。世間一般の常識を押しつけない。十分訴えを聞いたうえで、ほかの選択肢について話し合う。最終的には専門家の治療を受けるよう助言する。いままでに明らかになっている、3回の自殺計画のうち、2006年9月の自殺未遂時には3人のメル友が徹底的な聞き役になっていること。2007年10月の時は、警察官が聞き役となり、『生きていけばつらいこともあるが、楽しいことも必ずある。きみは頑張りすぎだから、肩の力を抜いた方がよい』と言われて泣いたと伝えられている。(2010年7月27日裁判) (木村隆夫 2014 : 83)

「自殺防止支援」について、「自己否定型犯罪」だけに必要なのではない。「未成熟型犯罪」については、今は自殺の心配はなくても、回復過程の中で自己の罪の大きさに押しつぶされ、自殺を図ることが十分に考えられる。そのとき対応を誤ると「大阪姉妹放火殺人事件」のように、凶悪事件の再犯へとつながりかねない。

(7) 凶悪犯罪を生み出さないキャリアデザイン教育

凶悪事件の背景には、自分らしい生き方ができないことへの絶望がある。教育学者の尾木直樹は、凶悪犯罪を防止するためには、キャリアデザイン教育が大切であると論じている。

「子どものキャリアデザインを意識したときには、子どもを人生の主役としたサポート姿勢が親や社会に生まれるからである」「今求められているのは、もっと広い意味での『キャリアデザイン教育』である。すなわち、少しでも大手の会社に『就職』できればよしとするのではなく、広い視野に立ち、いかに自己実現して、自分らしい人生を生きるのかを問える主体者育成のための教育のことである」「もし彼らがしっかりとしたキャリアデザイン感を持っていたら『無差別殺人』を引き起こすまでの挫折にはならなかったのではないか。どんな状況下にあっても、そこに埋没しない分析力、見通し力を発揮できたはずだ」。(尾木直樹 2008 : 220-221)

広い視野を身につけ、自己実現をして自分らしく生きることが目標としているキャリアデザイン教育は、生活指導を中核として、職業教育や教科教育で構成されている少年院教育と共通したところが多い。

さいごに

本論は、「心の闇」とされた青少年の凶悪事件20事例の分析である。ただし、分析をして済ませるだけではあまり意味がない。事例を分析研究し、青少年凶悪犯罪の共通項を見つけ、再発防止策の究明と加害者の更生支援（再犯者にさせないこと）のあり方について考えることを目的とした。

最後に防止策にまでたどり着いたが、その実践は筆者の体験ではきれいな事ではすまない壮絶な展開となることが多い。特に、過剰適応から解放された「元よい子たち」には振り回される。そのことをある実務家は、「我々ほとんどでもない暴君に仕えている家来なのだろうか」と愚痴を言い合った」と記しているが、まさにそのとおりであった。

当初は本論で加害者の更生支援のあり方に触れたかったが、次号に先送りすることとした。次号では永山則夫との膨大な面接記録をまとめた堀川恵子『永山則夫 - 封印された鑑定記録 -』と、神戸児童連続殺傷事件加害者の元少年A自らが執筆した『絶歌』を参考にしながら、保護観察官時代の筆者の体験も加味して、「加害者の更生支援のあり方」を執筆する予定でいる。

また本号では、被害者のことについて触れることができなかったが、次号では、被害者との修復的司法をいかにして実現するのかについてもふれたい。

引用・参考文献

○総合書

- 家庭裁判所調査官研修所 (2001) 『重大少年事件の実証的研究』 司法協会
- 法務総合研究所 (2007年) 『法務総合研究所研究部報告35 - 重大少年事件の実態と処遇 (第2) -』
- 法務総合研究所 (2013) 『法務総合研究所研究部報告50 - 無差別殺傷事犯に関する研究』
- 碓井真史 (2000) 『なぜ「少年」は犯罪に走ったのか? ベストセラーズ』
- 嶋崎政男 (2006) 『少年殺人事件 - その原因と今後の対応 -』 学事出版
- 尾木直樹 (2008) 『よい子が人を殺す』 青灯社
- 長谷川博一 (2015) 『殺人者はいかに誕生したか』 新潮文庫
- 片田珠美 (2017) 『拡大自殺』 角川選書
- 木村隆夫 (2016a) 『非行克服支援プログラム試論1』 『日本福祉大学社会福祉論集134号』 日本福祉大学社会福祉学部
- 木村隆夫 (2016b) 『非行克服支援プログラム試論2』 『日本福祉大学社会福祉論集135号』 日本福祉大学社会福祉学部
- 岩波明 (2017a) 『精神鑑定はなぜ間違えるのか? - 再考 昭和・平成の凶悪犯罪』 光文社新書

○発達障害関係

- 高岡健 (2009) 『発達障害は少年事件を引き起こさない』 明石書店
- 藤川洋子 (2010) 『非行と広汎性発達障害』 日本評論社
- 井出草平 (2014) 『アスペルガー症候群の難題』 光文社新書
- 岩波明 (2017b) 『発達障害』 文春新書
- 名古屋少年「5000万円」恐喝事件
 - あいち県民教育研究所 (2001) 『少年「5000万円」恐喝事件を読みひらく』 フォーラムA
- 佐賀バスジャック事件
 - 町澤静夫 (2000) 『佐賀バスジャック事件の警告』 マガジンハウス
- 長崎中学生男児殺人事件
 - 長崎新聞報道部 (2017) 『闇を照らす』 長崎新聞社
- 佐世保小6女児同級生殺人事件
 - 朝日新聞西部本社 (2005) 『11歳の衝動』 雲母書房
 - 草薙厚子 (2005) 『追跡 - 佐世保小6女児同級生殺害事件』 講談社
- 大阪姉妹放火殺人事件
 - 池谷孝司 (2009) 『死刑でいいです』 共同通信社
- 土浦荒川沖駅無差別事件
 - 読売新聞水戸支局取材班 (2014) 『死刑のための殺人』 新潮社
- 秋葉原集団殺傷事件
 - 加藤智大 (2013) 『解+』 批評社
 - 加藤智大 (2014) 『東拘永夜抄』 批評社
 - 中島岳志 (2011) 『秋葉原事件 - 加藤智大の軌跡』 朝日新聞出版
 - 木村隆夫 (2014) 『秋葉原無差別殺傷事件、加害者Kの育ちと犯罪過程の考察』 『日本福祉大学子ども発達学論集6号』 日本福祉大学子ども発達学部
- 名古屋国立大生知人女性殺人事件
 - 中日新聞社会部 (2018) 『少年と罪』 ヘウレーカ
- 永山則夫関係
 - 堀川恵子 (2013) 『永山則夫 - 封印された鑑定記録 -』 岩波書店
 - 永山則夫 (1990) 『無知の涙』 河出書房新社
- 開成高校生殺人事件
 - 本多勝一 (1979) 『子どもたちの復讐』 上 朝日新聞社
- 私立高校生祖母殺人事件
 - 本多勝一 (1979) 『子どもたちの復讐』 下 朝日新聞社
- 神戸児童連続殺傷事件
 - 元少年A (2015) 『絶歌』 太田出版
 - 井垣康弘 (2006) 『少年裁判官ノオト』 日本評論社
 - 木村隆夫 (2013) 『神戸児童連続殺傷事件、加害者Aの更生過程の考察』 『日本福祉大学子ども発達学論集5号』 日本福祉大学子ども発達学部
 - 木村隆夫 (2018) 『神戸児童連続殺傷事件、加害者Aの更生過程の考察 No.2』 『日本福祉大学子ども発達学論集10号』 日本福祉大学子ども発達学部

○報道

- 中日新聞 2000.5.6, 6.9, 12.26, 2001.4.2, 2003.9.3, 2004.6.13

2006.6.24, 7.13, 2007.5.15, 6.21, 2008.2.27, 3.26, 2009.12.
18, 2012.6.2, 2014.7.29, 8.3, 2015.2.13, 7.14, 2016.2.11,
6.17, 2017.1.17, 1.20, 3.25, 2018.6.12
週刊朝日 2014.8.15, 2015.3.13, 2016.8.12 各号
週刊文春 2014.8.7, 2015.2.12, 2015.3.12, 2018.6.21 各号
週刊新潮 2007.5.24, 2015.2.12 各号
サンデー毎日 2014.8.17号
フライデー 2015.3.2号